

苓北町水防計画書



熊本県天草郡苓北町

令和8年5月

苓北町水防計画書 目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	
第2節 用語の定義	
第3節 水防の責任等	
第4節 津波における留意事項	
第5節 安全配慮	
第2章 水防組織等	4
第1節 水防本部等	
第2節 水防訓練	
第3章 重要水防区域等	6
第4章 気象予警報・観測・通信連絡	7
第1節 気象予警報	
第2節 雨量・水位及び潮位の観測及び通報	
第3節 水防情報等の連絡系統	
第5章 洪水予報・水位到達情報・水防警報	10
第1節 水位周知河川における洪水予報	
第2節 水防警報	
第6章 水防活動	12
第7章 水防報告	14
第8章 費用負担及び公用負担	15
第9章 水防資材の備蓄配備	16
第10章 水防標識及び信号	17
第1節 水防標識	
第2節 水防信号	

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、苓北町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1. 水防管理団体
水防の責任を有する市町村をいう（法第2条第2項）。
2. 指定水防管理団体
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定したものをいう（法第4条）。
3. 水防管理者
水防管理団体である市町村の長をいう（法第2条第3項）。
4. 消防機関
消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
5. 消防機関の長
消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）
6. 水防団
法第6条に規定する水防団をいう。
7. 洪水予報河川
国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第3項及び第4項）
8. 水防警報
国土交通大臣又は県知事が、洪水、高潮又は津波により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、洪水、高潮又は津波によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
9. 水位周知河川
国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上従来又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣は又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知および周知を行う（法第13条）。
10. 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、または氾濫発生情報のことをいう。

11. 水防団待機水位（通報水位）

水防のため、氾濫注意水位に達する前に観測、通報を開始するよう指定された水位をいう（法第12条第1項に規定される通報水位）。

12. 氾濫注意水位（警戒水位）

河川の水位が相当に上がり、警戒にあたることを必要とする水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。

13. 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民へ氾濫に関する注意喚起を促す情報発信の目安となる水位。

14. 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

15. 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

16. 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

17. 重要水防箇所（重要水防区域）

河川の氾濫又は高潮により、特に重大な災害が予想され、嚴重な水防が必要であると認められる箇所（区域）をいう

18. 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定されるとして、国又は県が指定した区域をいう（法第14条）。

19. 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。

第3節 水防の責任等

苓北町及び苓北町の居住者等は、次のとおり水防上の責任を果たさなければならない。

1. 町の責任

水防管理団体たる町はその地域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

主な事務は次のとおり。

(1) 平常時における河川等の巡視（法第9条）

- (2) 水位の通報（法第12条第1項）
- (3) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難のための措置（法第15条）
- (4) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (5) 警戒区域の設定（法第21条）
- (6) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (7) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (8) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (9) 公用負担（法第28条）
- (10) 避難のための立ち退き指示（法第29条）
- (11) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (12) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (13) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (14) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

2. 居住者等の義務

居住者等は水防管理者、消防機関の長より要請があった場合は直ちに協力し、水防に従事しなければならない（法第24条）。

また、町が配布している洪水等ハザードマップを参考に、避難所、避難路等の確認を行わなければならない。

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、内水、高潮又は津波等のいずれの場合においても、危険を伴う水防活動等に従事する者の安全が確保されるよう配慮するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、水門（閘門）操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

1. 当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
2. 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
3. 作業時の安否確認のため、非常時にも利用可能な通信機器を携帯すること。
4. 作業時には、最新の気象情報等が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。
5. その他、地域の実状に応じた安全確保に配慮すること。

第2章 水防組織等

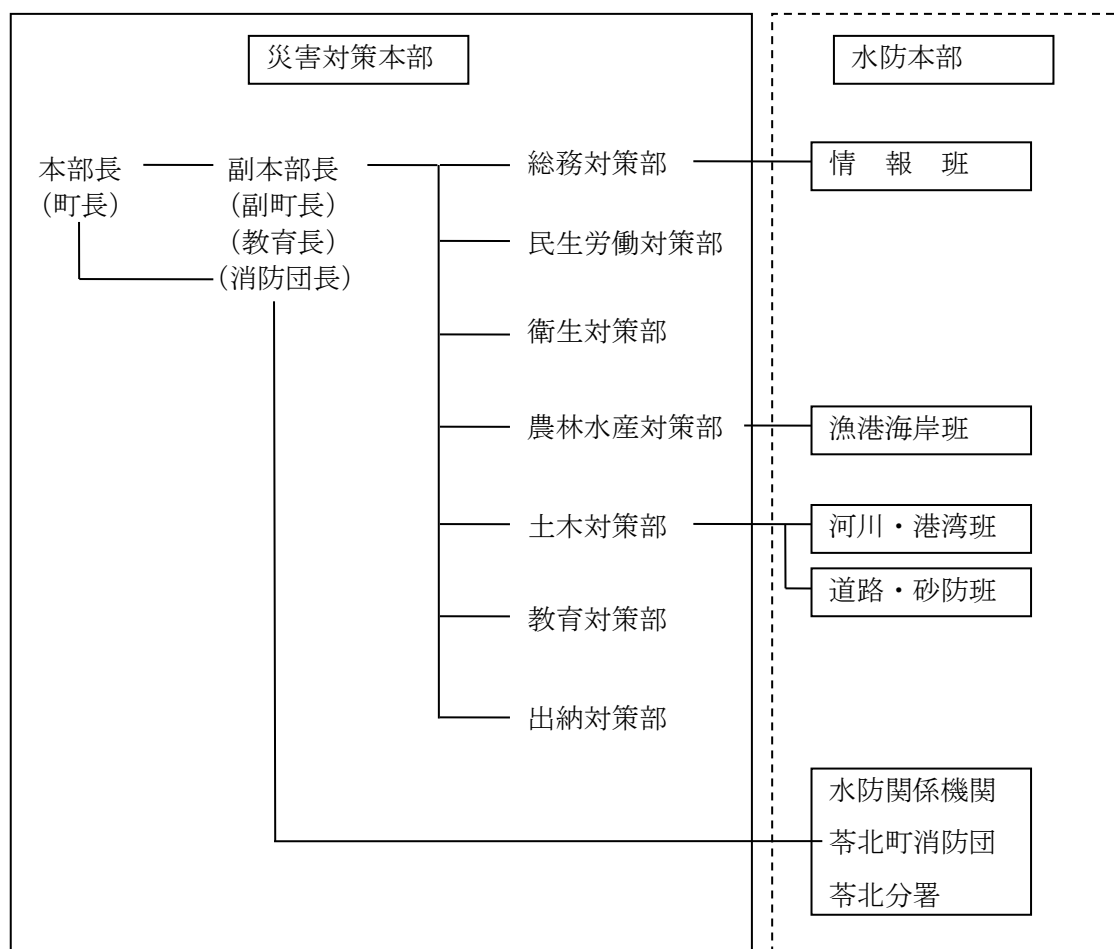
第1節 水防本部等

町は、熊本地方気象台及び県から水防に関する気象予警報等の通知を受け、洪水、内水、高潮又は津波のおそれがあると判断した時から、その洪水、内水、高潮又は津波に対する危険が解消するまでの間、苓北町役場内に水防本部を設置する。

なお、水防本部を設置する場合は苓北町災害対策本部内に設置するものとし、災害対策の一元的推進を図るため災害対策本部長においてその運営を統制する。

1. 苓北町水防本部

苓北町役場内に水防本部をおき、その組織は次のとおりとする。



2. 水防関係機関等

苓北町消防団及び苓北分署は、町における水防対策の統合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡を行うとともに、積極的に協力するものとする。

第2節 水防訓練

水防法第32条の2による指定水防管理団体の水防訓練は、毎年、出水期前に行うものとし、訓練内容は通信・連絡、出動・警戒、水防工法作業、水門等の操作、避難等について

て行うものとするが、適宜選択して重要な事項について重点的に実施する。また、水防管理団体が主催する水防研修や地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとし、併せて地域住民の水防意識の高揚に資するよう考慮するものとする。

第3章 重要水防区域等

洪水時に危険が予想され、重点的に巡視・点検をする必要がある箇所を重要水防区域として指定し、堤防等の状況により重要度を設定している。

町内水防区域のうち、重要水防区間及び重要水防箇所については以下の河川6か所、海岸4か所となっている。重要水域における水防については、県や関係団体と予め協議しておくものとする。

また、天草水防区減災対策協議会の対象河川である志岐川、松原川、上津深江川については、その取組方針に掲げられている河川管理施設の整備について、抜本的な対策が早期に講じられるよう県との協議、要望を継続していくこととする。

重要水防箇所一覧表 河川の部（Aランク）

水系名	河川名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
志岐川	志岐川	苓北町志岐	右岸 1,590	堤防高不足	土のう積工
			左岸 1,520		

重要水防箇所一覧表 河川の部（Bランク）

水系名	河川名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
松原川	松原川	苓北町坂瀬川	右岸 600	堤防高不足	土のう積工
			左岸 400		
上津深江川	上津深江川	苓北町上津深江	右岸 610	堤防高不足	土のう積工
			左岸 830		
都呂々川	都呂々川	苓北町都呂々	右岸 320	堤防高不足	土のう積工
			左岸 100		

重要水防箇所一覧表 河川の部（Cランク）

水系名	河川名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
志岐川	志岐川	苓北町志岐	右岸 970	堤防高不足	土のう積工
			左岸 700		
小路川	小路川	苓北町坂瀬川	右岸 380	堤防高不足	土のう積工
			左岸 920		
三会川	三会川	苓北町志岐・富岡	右岸 400	堤防高不足	土のう積工
			左岸 400		

重要水防区間一覧表 海岸の部（Cランク）

海岸名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
小松海岸	苓北町都呂々	100	越波	土のう積工
唐人岩海岸	苓北町坂瀬川	100	越波	土のう積工
釜海岸	苓北町志岐	100	越波	土のう積工

重要水防区間一覧表 海岸の部（Cランク）

（県農政部所管）

海岸名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
富岡北海岸	苓北町富岡	400	越波	土のう積工

ダム・水門・堰の部

海岸名	河川名・位置	操作	所管土木部	管理者
志岐ダム	志岐川・苓北町志岐	操作規定による	天草広域本部	町土地改良区

第4章 気象予警報・観測・通信連絡

第1節 気象予警報

1. 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報、指定海岸高潮予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	レベル2 氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	レベル3 氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合
水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 高潮特別警報	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

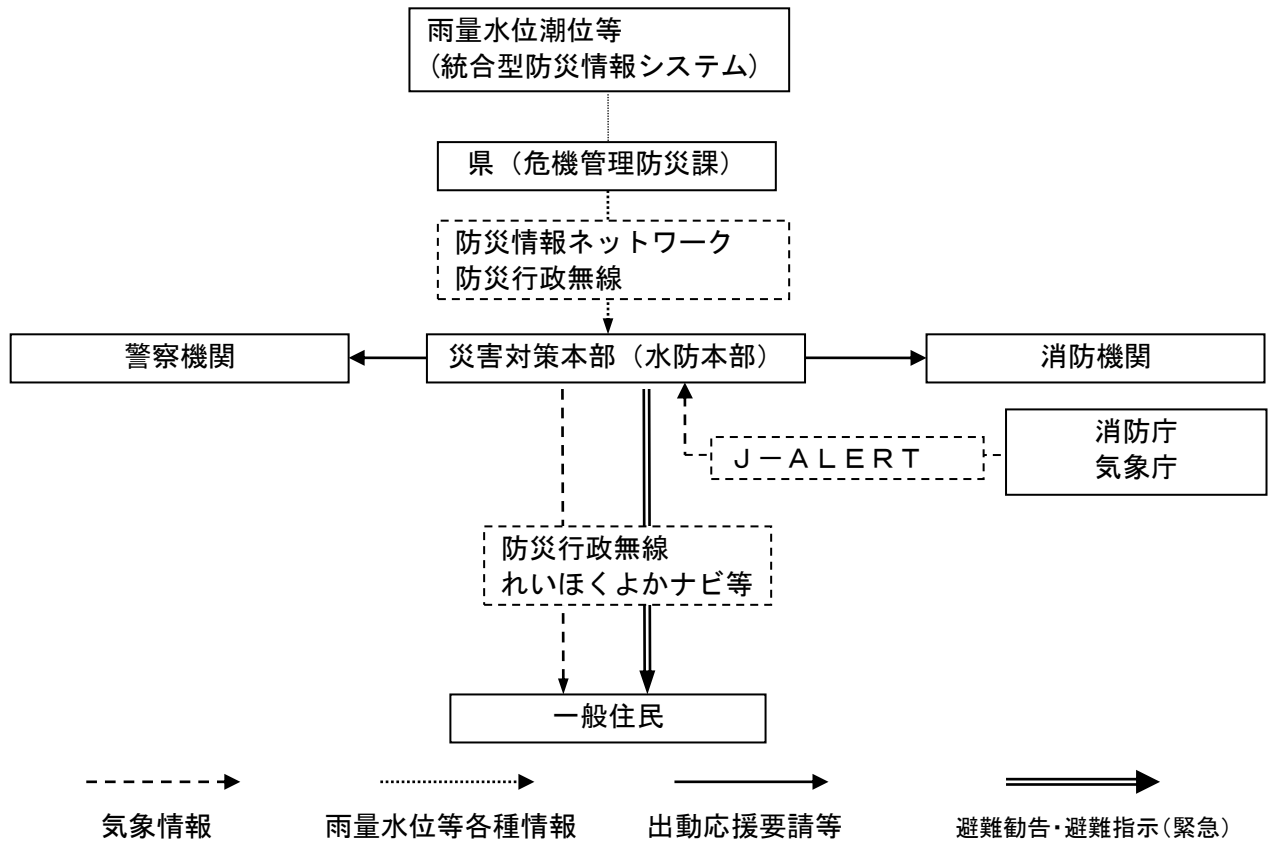
第2節 雨量・水位及び潮位の観測及び通報

雨量・水位等の観測局は次のとおりであり、観測した雨量・水位等の情報は県のホームページにより公開される。

種別 所属	所在地 ※（）は観測局名	機器類
苓北町役場	志岐660番地	雨量計、風向風速計
熊本県	〃	震度計
	富岡字江理378番3（富岡漁港）	風向、風速、潮位、雨量計
	坂瀬川字黒染1872-3（大岳） 志岐字犬戻3855-1（苓北） 富岡字丸山2208（富岡） 都呂々字下方針6000番地4（天竺）	雨量計
	坂瀬川字宮原（松原川） 上津深江字川向（上津深江川） 志岐字茶摘田（志岐川）	水位計
苓北分署	志岐1231番地	気圧計

第3節 水防情報等の連絡系統

水防における通信連絡は無線・有線通信網により行うものとし、連絡にあたっては、確実を期すため着信確認を行うものとする。また、その系統図は次のとおりとする。



第5章 洪水予報・水位到達情報・水防警報

第1節 水位周知河川における洪水予報

知事が行う水位到達情報等

水防管理団体は、熊本県知事が指定した水位周知河川について、水位到達情報の通知を受けたときは、必要に応じて直ちに関係水防機関等へ通知するとともに、一般住民に周知するものとする。

なお、通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。

種類	発表基準
レベル2 氾濫注意報情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
レベル3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき
レベル2 氾濫注意情報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒情報又はレベル2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

第2節 水防警報

知事が行う水防警報

水防管理団体は、法第16条に基づき知事が指定した河川について、水防警報をしたときは、必要に応じて直ちに関係水防機関等へ通知、関係住民に連絡するとともに、関係水防機関を待機させ、又は、必要に応じて、出動、その他の措置をとらせるものとする。

なお、水防警報の種類、内容及び発表基準については、次のとおり。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾

		濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備（高齢者等においては避難の開始）をさせる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき
嚴重警戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

種類	内容	発表基準
待機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にとられず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。	
準備		
出動		
警戒		
嚴重警戒		
解除		

第6章 水防活動

水防管理団体は、状況に応じて、以下により水防活動を行う。なお、水防管理者の出動命令については、水防に従事する者の安全に十分配慮したうえで適切に行わせるものとする。

1. 水防活動の順序

(1) 第1段階：待機

気象警報等を受けた場合又は氾濫注意水位（警戒水位）に達すると思われる場合は、土木管理課に堤防の警戒等にあたらせる。

(2) 第2段階：準備

雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認める場合、又は氾濫注意水位（警戒水位）を突破すると予想される場合は、土木管理課及び管轄の消防団を招集し、水防資機材を整備し出動準備を整える。

(3) 第3段階：出動

氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、なお水位の上昇があり、かつ気象情報、水防情報（雨量・水位）を十分監視して、警戒の必要が予想される場合は、土木管理課及び管轄の消防団で水防活動をおこなう。

(4) 第4段階：警戒

避難判断水位に達し、なお水位の上昇があり、氾濫危険水位に達するおそれがあるときは、避難準備（高齢者等においては避難の開始）を住民に周知する。

(5) 第5段階：嚴重警戒

氾濫危険水位に達し、なお水位の上昇があり、氾濫するおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を行う。

(6) 第6段階：解除

氾濫注意水位（警戒水位）が下がり再度上昇のおそれが無くなったとき水防活動の終了を通知する。

2. 水防管理者の連絡事項

水防管理者は次の場合、天草水防区本部（天草広域本部）に報告する。

- (1) 消防団が出動したとき
- (2) 堤防などに異常を発見したとき
- (3) 水防作業を開始したとき
- (4) 水防困難に陥るおそれがあるとき
- (5) 堤防が決壊したとき
- (6) 防御の効果があつたとき
- (7) 水防活動を終了し警戒を解除したとき

3. 非常処理

水防管理者は堤防が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、消防団（全団員）及び付近住民の応援を求めるなど、第3段階の水防に必要な処置を講じ、被害を最

小程度にとどめなければならない。

また、危険が著しく切迫し、立ち退きを必要と認めたときは、立ち退き先及びその経路等を示して立ち退きを指示しなければならない。

なお、水防に従事する者の安全に十分配慮したうえで行うものとする。

4. その他

水防活動を終了し、氾濫注意水位（警戒水位）以下に水位が減少し、天草水防区本部と連絡のうえ水防警戒の必要が無くなったときは、水防管理者は水防解除を行い、一般に周知する。

第7章 水防報告

水防管理者は、水防活動を終結したときは、速やかに次の事項を取りまとめ第1号様式により天草水防区本部長に報告しなければならない。

- (1) 天候の状況
- (2) 出水の状況
- (3) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
- (7) 公用負担の種類及び数量
- (8) 応援の状況
- (9) 一般住民の出動状況
- (10) 警察の援助状況
- (11) 現地指導員の職氏名
- (12) 避難のための立ち退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷
- (14) 殊勲者及びその功績
- (15) 今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

第8章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。

また、応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担する。ただし、その金額及び負担の方法は、双方協議のうえ決定する。

第2節 公用負担

1. 水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2. 水防法第28条第2項の規定により、公用負担の権限を行使した場合は次の証票を2通作成して、その1部を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して水防管理団体は時価により、その損失を補償するものとする。

公用負担証票				
物件	数量	負担内容（使用・収用・処分等）	期間	備考
様			年	月
			日	
命令者 苓北町長				印

第9章 水防資材の備蓄配備

水防倉庫及び備蓄資材機具配置状況は次のとおり。

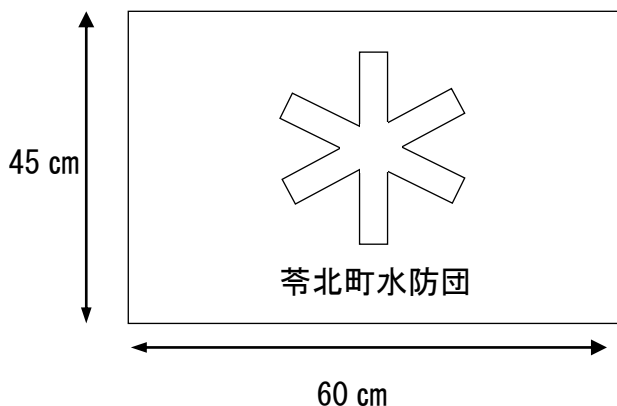
地区名	保管場所	保管責任者	保有資機材			
			ガンヅメ	スコップ	ツルハシ	ホゲ
本部	役場	町長	—	—	—	—
坂瀬川地区 (第1分団)	1班倉庫	班長	10	5	3	10
	2班倉庫	〃	10	5	3	10
	3班倉庫	〃	10	5	3	10
	4班倉庫	〃	10	5	3	10
志岐地区 (第2分団)	1班倉庫	班長	10	5	3	10
	2班倉庫	〃	10	5	3	10
	3班倉庫	〃	10	5	3	10
	4班倉庫	〃	10	5	3	10
	5班倉庫	〃	10	5	3	10
富岡地区 (第3分団)	1班倉庫	班長	10	5	3	10
	2班倉庫	〃	10	5	3	10
	3班倉庫	〃	10	5	3	10
	4班倉庫	〃	10	5	3	10
都呂々地区 (第4分団)	1班倉庫	班長	10	5	3	10
	2班倉庫	〃	10	5	3	10
	3班倉庫	〃	10	5	3	10
合計			160	80	48	160
車両	積載車17台					

※ その他必要に応じて土のう袋を配備

第 10 章 水防標識及び信号

第 1 節 水防標識

1. 水防法第 18 条、第 19 条に規定する優先通行及び緊急通行の車両の標識は、標旗は白地、水防管理団体名及びその図案は赤色とし、次のとおりとする。



2. 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第 2 節 水防信号

水防法第 20 条に規定する水防信号は次のとおりとする。

種 類	警 鐘 信 号	サイレン 信 号			
(第一信号) 警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5 秒	15 秒	5 秒	15 秒
(第二信号) 出動信号	○○○ ○○○ ○○○	5 秒	6 秒	5 秒	6 秒
(第三信号) 協力信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	10 秒	5 秒	10 秒	5 秒
(第四信号) 避難信号	乱 打	1 分	5 秒	1 分	5 秒
		○	休止	○	休止

- 1 「第一信号」 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
- 2 「第二信号」 消防機関に属する全員の出動すべきことを知らせるもの。
- 3 「第三信号」 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 4 「第四信号」 区域内の住民が避難することを知らせるもの。

〔備考〕 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。